

指定難病の「登録者証」のご案内

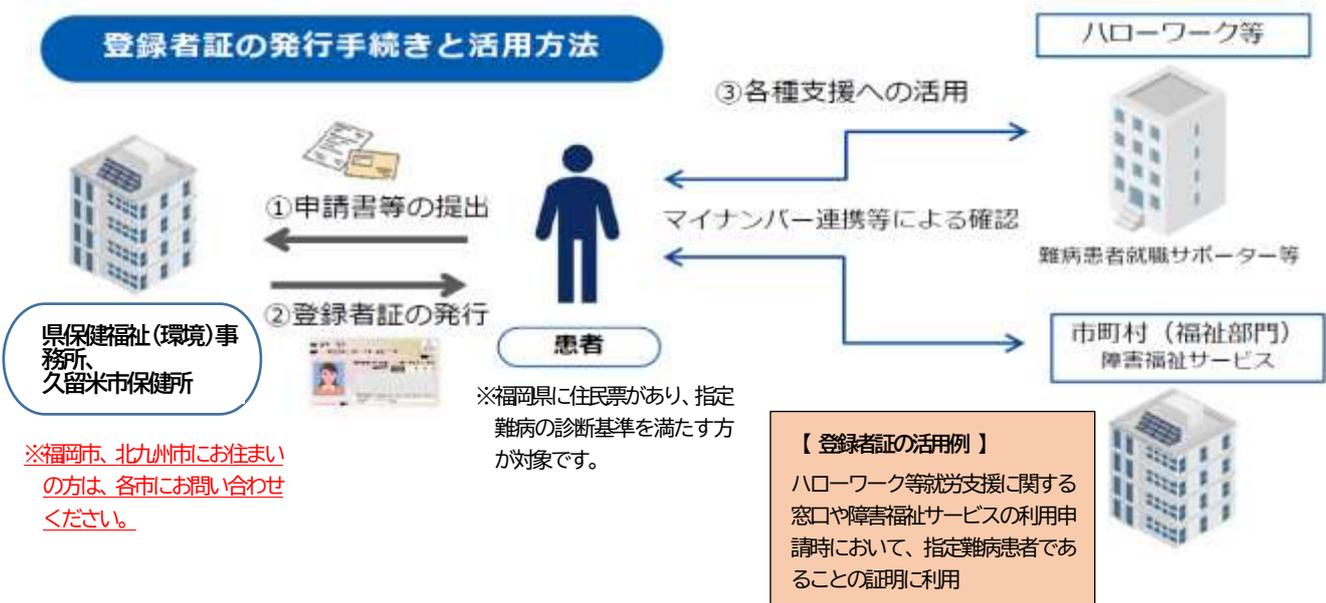
指定難病患者の皆さまが福祉・就労等の各種支援を受ける際に使える「登録者証」を交付します。申請を希望される方は、下記の手続きをご参照ください。



※登録者証とは？

- 難病法に基づく指定難病患者であることを証明するものです。
- 医療費助成の対象とならない方も、指定難病の診断基準を満たしている場合は交付可能です。
- 疾患名はマイナンバー連携、記載されません。
- 有効期限はありません（更新不要）。

登録者証の発行手続きと活用方法



①申請書等の提出

申請書のほか、指定難病にかかっていることを証明する資料（臨床調査個人票、不認定通知書（指定難病にかかっている旨が確認できるものに限る）、指定難病の医療受給者証等）の添付が必要となります（裏面を参照ください）。

②登録者証の発行

原則としてマイナンバー情報連携を活用するため、マイナンバーカードが登録者証になります。ただし、マイナンバー情報連携を活用することができない状況にあるときは、申請者からの求めに応じて紙により交付することも可能です。

③各種支援への活用

マイナンバーカードを提示、またはスマートフォン等でマイナポータルでの登録者証の資格情報の画面もしくはデータを印字したものを提出することで、指定難病患者であることを証明できます。紙の登録者証をお持ちの方は、紙の登録者証を提出して証明することも可能です。

利用するサービスによって確認方法が異なりますので、あらかじめ各サービス担当にお問い合わせください。

申請に必要な書類

		準備する書類	確認
全員必須	①	指定難病要支援者証明書（登録者証）交付申請書	<input type="checkbox"/>
	②	指定難病要支援者証明書（登録者証）交付申請 個人番号記載票	<input type="checkbox"/>
	③	マイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカード等）	<input type="checkbox"/>
④～⑥のいずれか1つを提出（必須）	④	不認定通知書（写し）	<input type="checkbox"/>
	⑤	特定医療費（指定難病）受給者証（写し）	
	⑥	臨床調査個人票（原本）	
④～⑥のうち、⑥を提出する方（任意）	⑦	指定難病要支援者証明書（登録者証）の申請における臨床調査個人票情報の研究等への利用についての同意書 ※同意書に関する説明事項をお読みいただき、同意される方のみご提出ください。	<input type="checkbox"/>

申請窓口・お問い合わせ先

○久留米市にお住まいの方

久留米市保健所	電話番号：0942-30-9729
---------	-------------------

○福岡市・北九州市・久留米市以外にお住まいの方

保健福祉（環境）事務所	電話番号	お住まいの地域
筑紫	092-513-5583	筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市・那珂川市
粕屋	092-938-7601	古賀市・糟屋郡
宗像・遠賀	0940-36-7000	中間市・宗像市・福津市・遠賀郡
糸島	092-322-1439	糸島市
嘉穂・鞍手	0948-21-4815	直方市・飯塚市・宮若市・嘉麻市・鞍手郡・嘉穂郡
田川	0947-42-9345	田川市・田川郡
北筑後	0946-22-3964	小郡市・うきは市・朝倉市・朝倉郡・三井郡
南筑後	0944-69-5405	大牟田市・柳川市・八女市・筑後市・大川市・みやま市・三潴郡・八女郡
京築	0930-24-8617	行橋市・豊前市・京都郡・築上郡

※福岡市、北九州市にお住まいの方は、各市に申請いただくことになりますので、手続きの詳細は、各市難病担当部署へお問い合わせください。

【このチラシに関するお問い合わせ先】

福岡県 がん感染症疾病対策課 難病等助成係
電話番号：092-643-3267